

千葉市介護予防対象者把握事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）の規定に基づき、本市に居住する65歳以上の者について、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要するものを早期に把握し、住民主体の介護予防活動につなげることを目的として、千葉市が実施する介護予防対象者把握事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 事業の実施主体は、千葉市とする。

(対象者)

第3 本市に居住する65歳以上の者及びその家族等とする。

(事業内容)

第4 保健活動および関係機関等からの情報により、対象者の居宅等を訪問して、その対象者の心身や生活の状況を把握する。

(実施担当者)

第5 実施担当者は、介護予防に関して知識経験を有する、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等とする。

(記録の保存)

第6 実施担当者は、記録を整備し、保存する。

(事業評価)

第7 対象者の人数、年齢、訪問内容等を分析し、実施方法等の改善に努める。

(留意事項)

第8 実施担当者は、次のことに留意して事業を実施することとする。

- 1 医療機関、地区組織等の関係機関と十分に調整を図る。
- 2 職務上知り得た被訪問家庭の秘密を漏らしてはならない。また、市が交付した身分証明書を携帯し、対象者等からの求めがあった場合はこれを提示しなければならない。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか介護予防対象者把握事業の実施に際し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月15日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

千葉県介護予防対象者把握事業実施要領 第9条に則り、会計年度任用職員の身分証明書について下記のとおり取り扱うものとする。

訪問担当者は、常にその身分を明らかにし、公務の適正な執行を保障するため、身分証明書及び名札を所持するものとする。

なお、身分証明書の様式について下記のとおりとする。

【身分証明書の様式】

(表)

| 身分証明書 | |
|-----------------------------|-----------------|
| 職 種 | 写真 |
| 氏 名 | |
| 生年月日 | |
| 上記の者は、本市会計年度任用職員であることを証明する。 | |
| 期間: | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | 年 月 日 |
| | 千葉市長 印 |

(裏)

| 注意事項 |
|--------------------------------------|
| 1 本証明書は常時携帯すること。 |
| 2 本証明書は、他人に貸与又は譲渡しないこと。 |
| 3 本証明書は、紛失、汚損しないよう注意すること。 |
| 4 本証明書を紛失した場合は直ちに所定の手続きをとること。 |
| 5 記載事項に変更を生じた場合は変更届に添付し、所定の手続きをとること。 |